

第二回國會 衆議院 司法委員會議錄 第二十二号

昭和二十三年五月二十一日(金曜日)

午後零時五分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

理事 鍛冶 良作君 岡井藤志郎君

佐藤 昌三君 佐藤 通吉君

花村 四郎君 松本 弘君

山口 好一君 池谷 信一君

石井 繁九君 榎原 千代君

中村 俊夫君 中村 又一君

大島 多藏君

出席政府委員

法務政務次官 松永 義雄君

法制局長官 佐藤 達夫君

法務廳事務官 岡咲 超一君

訟務長官 奥野 健一君

委員外の出席者

専門調査員 村 教三君

専門調査員 小木 貞一君

五月二十日猪俣浩三君が議長の指名で委員に補欠選任された。

本日の會議に付した事件

民事訴訟法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第三三三号)

行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

(第五八号)

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(第五九号)

池谷委員代理 會議を開きます。

行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について審査を

進めます。

鍛冶委員 この法案を読んでもありますが、これらが出ておるのであります。行政代執行法をつくられるときは、行政代執行法のものでなかつたかと思つて、今日まで延ばしておいて、特別に出さなければならなかつた理由があつたのか、それをひとつお聞きしたい。

佐藤(總)政府委員 お言葉の通り、当然あつたに処置すべきものであります。むしろわれわれの考えとして、代執行法の附則に、これだけのことを書いてもいいのではないかと、いろいろに考へておつたのであります。ただ、お察しの通り、行政代執行法といふものは、非常に古い法律であり、その中で、どこかどういふ法律の中に、それがまぎれこんでおるやうな、実は簡単に探し出すことが困難でありまして、法令全書を初めから終りまで、しかも現在の法令輯覽といふものは、御承知の通り非常に古いものしかありませんので、その後の改正の跡をたどる必要がありまして、あれやこれやで、われわれの理想とするところは達成することができませんでした。しかしながら、行政代執行法の施行期日は、御承知の通り、公布の日から三十日というところになつておりました。施行の時期までには、まだ十分ゆとりがありますので、それを追かけまして、本案を別の案として、御審議をいただくことにしたわけでありまして、

鍛冶委員 まあ御事情もお聞きすれば、こもつともは考へますが、あまり

体裁のよくないことなんで、なるべく御勉強していただくことを希望いたします。それからこの代執行法の施行期日はいつになつておるのであるか。

佐藤(總)政府委員 來月の十五日になるはずであります。

鍛冶委員 そうすると、この附則に書いてあります代執行法施行の日からといふのは、これは別にさかのぼることではないのですか。

佐藤(總)政府委員 十分それまでに御審議をいただけるものという確信をもつておるわけでありまして、

鍛冶委員 よろしゅうございます。

池谷委員代理 それでは午後一時まで休憩いたします。

午後二時二十六分開議

井伊委員 休憩前に引続き會議を開きます。

行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、及び日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

本案については、大体御質疑の点も盡きて、別に問題となる点もないようでございますから、討論を省きたいと思つて存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と稱する者あり

井伊委員 御異議ないものと認めさせていただきます。

それではこれから本案を一括して採

決いたします。本案について原案通り決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

井伊委員 起立総員。よつて本案はいずれも原案の通り可決いたしました。

井伊委員 次に民事訴訟法の一部を改正する法律案について審査を進めます。中村俊夫君。

中村(俊)委員 動議を提出いたしましたと思つて、本案については、この程度で質疑を打切つて、討論に入らんことを望みます。

井伊委員 ただいまの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と稱する者あり

井伊委員 異議ないものと認めさせていただきます。それではこれより討論に移ります。池谷信一君。

池谷委員 日本社会党は、原案は必要にして欠くべからざる改正と存じますので、原案に賛成いたします。

井伊委員 中村俊夫君。

中村(俊)委員 民主党を代表いたします。原案に賛成いたします。

井伊委員 花村四郎君。

花村委員 民主自由党を代表いたします。原案は新憲法下における訴訟法として適當なるものと認めさせていただきます。原案に賛成いたします。

井伊委員 大島多藏君。

大島(多)委員 國民協同党を代表いたします。原案に賛成いたします。

井伊委員 討論は終結いたしました。

これより採決いたします。本案は原案通り決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

井伊委員 起立総員。よつて本案は全員一致をもつて原案の通り可決せられました。

なお本日確定の各案については、報告書の作成方を委員長に御一任願いたいと思つて存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と稱する者あり

井伊委員 御異議なしと認めさせていただきます。それではさういたしました。まして、本日はこれをもつて散會いたします。

午後三時二分散會

〔參照〕

行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨

本案は、さきに成立した行政代執行法によつて行政代執行法が廃止された結果、従来の法律中行政代執行法の條文を引用していた規定を整理せんとするものである。その内容は、大別して二通りである。

その一つは、森林法の如く、費用の徴収に関する適用條文の整理である。これは、行政代執行法にも旧行政代執行法と同様の規定があるので、行政代執行法第六條とあるのを、これに相當する行政代執行法第六條と改めたのである。

その二は、都市計画法の如く、地方

公共団体又はその長にも代執行等の権限を認めるため、特に行政執行法を準用していたものの整理である。行政代執行法では、行政官廳のみならず、地方公共団体及びその長も代執行ができることとしたので、これらの他の法律で、特に準用規定を設ける必要がなくなつたので、これを削除せんとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、新法律が制定せられた場合の後始末として関係法律の用語を整理するにすぎないので、その内容は、行政執行法第何條とあるところを行政代執行法第何條とその用語を替へ、又はその行政執行法を準用している條文を削除せんとするにすぎない。よつて本委員会は原案を可と認め、これを可決した次第である。

昭和二十三年五月二十一日

司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長 松岡 駒吉殿

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨

本案は日本國憲法施行の際現に効力を有する命令で立法事項を規定するものは、すでに始と法律に改められたのであるが、なお法律第一條の四に列記するものは、命令のままの形で今日まで法律とみなされてきた。而してこれらの命令については、今年五月二日までに改廢の措置を執るべきものとされていたのであるが、諸般の手續上の關係もあつて、同日までにその措置をと

ることのできなかつたものが若干生じた。よつて同法の五月二日とあるところを七月十五日と改めるとともに、七月十五日までに法律化の手續が完成しなかつたものは、爾後その効力を失う旨を定めんとするものである。

二、議案の可決理由

本案は法律とみなされている命令が、五月二日にその効力を失うので、これを七月十五日までに延長せんとするにすぎないものである。よつて本委員会はこれを可と認め、政府原案通りこれを可決した次第である。

昭和二十三年五月二十一日

司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長 松岡 駒吉殿

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨

本案は日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律(以下應急措置法と稱する)が本年七月十五日を以てその効力を失うので、現行民事訴訟法に必要な改正を加えようとするものである。

第一に、民事訴訟の性格に鑑み、裁判所の職権による証拠調を廢止するとともに、新たに証人、鑑定人に対する當事者の訊問権を適當に擴張することのいわゆる「クロス、エキザミネーション」の制度を採用している。又裁判官の更迭があつた場合及び証拠保全手續において証人等を訊問した場合について直接審理の建前に副う規定が設けられている。

第二に、判決が明かに法令に違背したことを発見したときは、裁判所は一定期間内に自らこれを變更することができることとしている。

第三に、訴訟手續迅速化の方途として、正当な理由がなく出頭しない証人等に対する制裁を強化し、簡易裁判所の訴訟手續において、場合によつては、調書記載事項の省察ができる等の規定を設け、殊に控訴審において控訴を棄却する場合に控訴人が訴訟の完結を遅延させる目的だけで控訴したものと認められるときには、裁判所は控訴人に対し、控訴状貼用印紙金額の十倍以下の金納付を命ずることができるとしている。

第四に、最高裁判所がいわゆる違憲審査の最終裁判所となつた建前から、憲法違反が争われる場合には簡易裁判所事件につき高等裁判所が上告審として裁判をした場合であつても、また不服申立の方法のない決定、命令に対しても常にこの点について最高裁判所の判断を受けることになつたこと等が挙げられる。

二、議案の特色

本案においては従前よりも証拠調について當事者の権利と責任とを擴張し、直接審理主義の建前を押し進めて

いる。証拠調における職権主義の廢止は、私権關係について和解、認諾等の當事者主義を認めながら、更に進んで裁判所が職権で証拠調をするのは、ある種の誤解を生ぜしめるような結果を招き易いという理由によるものである。

當事者訊問権の擴張によつて訴訟手續を延引せしめるのではないかという点も考慮せられたが、裁判所の訴訟指揮の制度は依然存続するから、その懸念はないであろうとの見透しである。

次に、従前よりも訴訟手續延延を防止その迅速化を図る建前が強化されている。就中上訴権の濫用防止規定の強化はその主要なものであるが、これは眞に自己の権利を伸張する意図に出た控訴に対しては適用がないものであり、個人の權益の伸張を損う虞はない。

なほ、第一審については、この点に關する何らの制約も加えられていないのは現行法通りである。

三、議案の可決理由

現行法の改正が根本的改正に至らなかつたことは、最高裁判所の規則制定権の問題について議論のある今日やむをえないところである。本案は應急措置法の失効に伴い改廢すべき諸点を含み、更に新制度の採用についても、殊に當事者主義及び直接審理主義の強化、訴訟手續の迅速化及び上訴権の濫用防止等に関する規定とがその均衡を保ち相互に特色を生かしているから、適切な運営と相まつて、當事者の権利に対する保護、訴訟進行の円滑とを期待することができるものと認められる。これが本案を可決すべきものと議決した理由である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十一日

司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長 松岡 駒吉殿